守谷市公共工事中間前金払取扱要領

（趣旨）

第１条 この要領は，守谷市契約事務規則（平成１８年規則第１１号）第３９条第２項の規定による公共工事に要する経費の前金払に追加してする前金払（以下「中間前金払」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（中間前金払の対象）

第２条 中間前金払は，請負代金額５００万円以上の工事，かつ，既に前払金の支払いを受けた工事を対象とする。

（中間前金払の要件）

第３条 中間前金払は，次の要件をすべて満たしている場合に支出するものとする。

（１）工期の２分の１を経過していること。

（２）工程表により工期の２分の１を経過するまでに実施すべきものとされてい　　る当該工事に係る作業が行われていること。

（３）既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の２分の１以上の額に相当するものであること。

２ 継続費及び債務負担行為（以下「継続費等」という。）に係る契約においては，前項中「工期」とあるのは「当該会計年度の工事実施期間」と，「工程表により工期の２分の１を経過」とあるのは「工程表により当該会計年度の工事実施期間の２分の１を経過」と，「既に行われた当該工事」とあるのは「既に行われた当該会計年度の工事」と，「請負代金額」とあるのは「当該会計年度における年割額」と読み替えて，前項の規定を準用するものとする。

（中間前金払の割合等）

第４条 中間前払金は，請負代金額の１０分の２に相当する額の範囲内で支払いは万単位で行う。この場合において，１万円未満の端数は切り捨てるものとする。

２ 継続費等の２年以上にわたる契約における中間前金払は，当該継続費等の各年度の年割額に相当する部分の工事等の金額に対してすることができる。

３ 繰越明許費支弁の翌年度にわたる契約における中間前金払は，契約締結の当初における請負代金額の総額に対してすることができる。

（中間前金払と部分払との併用）

第５条　受注者は，中間前金払と部分払いを併用することができる。ただし，部分払いを受けた後には中間前金払の請求をすることはできない。

（中間前金払の申請等）

第６条 中間前金払の支払いを受けようとする受注者は，中間前金払の認定請求書（様式第１号）に，工事履行報告書（様式第２号）を添えて工事担当課へ提出しなければならない。

２ 工事担当課は，前項の認定請求書が提出されたときは，第３条第１項各号の要件を満たしているか否かを原則７日以内に調査し，その結果が妥当と認められる場合は，中間前金払認定調書（様式第３号）を２部作成し，１部を受注者に交付し，他の１部を保管するものとする。

３ 前項の認定を受けた受注者が中間前金払の支払いを受けようとするときは，請求書と保証事業会社が発行した中間前払金保障証書を工事担当課に提出するものとする。

４ 中間前払金の支払時期は，請求書及び保障証書の提出があった日から１４日以内に行うものとする。

５ 中間前払金の支払いは，申請者が保証事業会社の保証書に記載した前金払預託金融機関に振り込むものとする。

附 則

この要領は，平成２８年４月１日から施行する。